

改正概要

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）（以下「法」という。）に基づく犬及び猫のマイクロチップの装着・登録制度、それに係る登録等の手数料について、動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和 50 年政令第107 号）に定めている手数料額の見直しのため、当該令の一部を改正する政令の制定を行うもの。

なお、法第 39 条の 25 には、「実費を勘案して」と定められており、今後、法改正による制度改正等によりシステム開発に多額の投資が必要となる場合や今回の試算と大きく異なる収支となった場合など、想定収入・支出と乖離することが見込まれる、又は乖離した場合は再度手数料の見直しを行う。

改正手数料

- | | |
|--------------------|----------------|
| ・登録及び変更登録（オンライン申請） | 400円（ 300円） |
| ・登録及び変更登録（紙申請） | 1,400円（1,000円） |
| ・再交付（オンライン申請） | 300円（ 200円） |
| ・再交付（紙申請） | 1,300円（ 700円） |
- ※括弧内は現在の手数料

閣議決定

令和 5 年12月19日

公布

令和 5 年12月22日

施行

令和 6 年 4 月 1 日